

京都市告示第 215号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年7月3日

京都市長 門川 大作

1 供用しない施設

京都市勸業館

2 供用しない日

令和5年8月22日（火）から令和5年8月23日（水）まで

(産業観光局クリエイティブ産業振興室)